解散公告（第一回）

当団体は、平成二十八年十一月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

広島県山県郡北広島町石井谷一六九四番地一

岸本農事振興組合

清算人　今知　毅

解散公告（第二回）

当公社は、岩手県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢一五番地

大船渡市土地開発公社

代表清算人　戸田　公明

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月十六日川崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

神奈川県川崎市川崎区中島一丁目七番一号

大島四丁目4番街区マンション建替組合

代表清算人　渡辺　誠司

連絡先　東京都港区西新橋三丁目三番一号

株式会社タカハ都市科学研究所

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月十五日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

新潟県長岡市新町一丁目一番二号

東栄土地区画整理組合

代表清算人　石原　正男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年八月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

三重県伊勢市辻久留一丁目一七四番地

宗教法人弁財天信奉会

清算人　畑　嘉高

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

三重県尾鷲市大字向井四九五番地

農事組合法人おわせ

清算人　仲　怜一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年十一月二十八日熊本県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

熊本県阿蘇市一の宮町宮地五〇四番地一

阿蘇市土地開発公社

代表清算人　宮川　清喜

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十二月二十二日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十九年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日

神奈川県海老名市上郷字牛ヶ淵一〇七一番地一

海老名駅西口土地区画整理組合

代表清算人　雨宮　光孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市美原四丁目一五番、最後の住所北海道亀田郡七飯町大中山二丁目二七番二号　被相続人　亡　伊勢　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

北海道函館市新川町二番一六号道南労働福祉会館二階　はこだて中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡會　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県つがる市木造菰槌千代森四六番地、最後の住所青森県つがる市木造菰槌千代森四七番地　被相続人　亡　千田　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町舞戸町後家屋敷九番地四　鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内

相続財産管理人　弁護士　小澤　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市緑町一丁目四番地八、最後の住所青森県三沢市緑町一丁目一四番地六号　被相続人　亡　小原　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

青森県十和田市西一番町一七番六号二階

いずみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　花生　耕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市大街道南五丁目二三番地二一、最後の住所宮城県石巻市大街道南五丁目二番一一号　被相続人　亡　佐藤　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

宮城県東松島市矢本字大溜六五番地三　三階　齋藤智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町字舘南五〇番地、最後の住所仙台市太白区鹿野本町一四番一一号　被相続人　亡　大沼　羊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

仙台市青葉区大町一丁目二番一六号　大町カープビル五階　荒・大橋・小幡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大橋　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町字舘南五〇番地、最後の住所仙台市太白区鹿野本町一四番一一号　被相続人　亡　大沼　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十一日

仙台市青葉区大町一丁目二番一六号　大町カープビル五階　荒・大橋・小幡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大橋　洋介

第４期決算公告

平成28年8月31日

東京都新宿区新宿四丁目３番17号

株式会社すみれ情報システム

代表取締役　森山　優志

貸借対照表の要旨

（平成28年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,865
	固定資産	428
	繰延資産	274
	合計	4,567
負債及び純資産の部	流動負債	1,178
	固定負債	—
	資本金	3,388
	利益剰余金	8,000
	その他利益剰余金	△4,611
	（うち当期純損失）	△4,611
	合計	(1,984)
		4,567